

令和3年6月15日

「元離宮二条城総合施設整備計画策定業務受託候補者選定」に係る質問への回答について

「募集要項」

質問1 6-(2)について

過去5年以内の国指定史跡または名勝の策定業務の契約書写しが必要でしょうか。

回答 それぞれ該当する業務の契約書の表紙の写しを提出してください。

質問2 6-(2)について

過去5年以内の策定業務は、竣工日からか、策定業務の完了日からのいずれでしょうか。又、過去5年の起算日は令和3(2021)年6月1日でよろしいでしょうか。

回答 過去5年以内の策定業務とは、策定業務の完了日から算出してください。  
過去5年の起算日は、2021年6月1日とします。

質問3 6-(3)について

京都市競争入札参加者証写しが必要でしょうか。

回答 同上写しをご提出ください。

質問4 7-(2)ーウについて

「文化財建造物または記念物を包括する大規模文化施設・・・」の主な実績の契約書写しが必要でしょうか。

回答 それぞれ該当する業務の契約書の表紙の写しを提出してください。

質問5 7-(2)ーウについて

重要文化財である、宗教施設の大規模施設群の施設整備計画の実績がございますが、「文化財建造物又は記念物を包含する大規模文化施設」に該当すると考えてよろしいでしょうか。

回答 「大規模文化施設」には、宗教施設も該当します。ただし、「文化財建造物又は記念物」そのものについて計画等をしたことに加えて、管理施設等それらの文化財の保存を支える施設や活用等に変わる施設を併せて計画してきたことが求められます。これは、『史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画』の第3章第3節第2項(66, 67頁)で示した本質的価値を構成する要素Ⅰ, Ⅲ, Ⅳを総合的に計画したこと、と言い換えられます。

「仕様書」

質問1 6－(1)－イ, 6－(2)－イについて

正規雇用の証明は, 健康保険被保険証写しでよろしいでしょうか。

回 答 正規雇用の証明としては, 雇用証明書を提出してください。なお, 提出書類の期限までに証明書が発行できない場合は, 一旦, 健康保険被保険証の写しで代用できることとします。その場合, 発行ができ次第, 直ちに証明書を提出してください。

質問2 6－(1)－ウ, 6－(2)－ウ・エについて

資格取得後の経験年数の起算日は2021年6月1日でよろしいでしょうか。(取得後からいつまで)

回 答 資格取得から令和3(2021)年6月1日の時点で, 該当の年数以上を経過していることを条件とします。

質問3 6－(2)－オ

計画担当技術者のうち造園, 土木には資格取得後の経験年数の記載がありませんが, 他と同様資格取得後5年以上の実務経験が必要でしょうか。

回 答 造園, 土木の計画担当技術者についても, 資格取得後5年以上の実務経験が必要とします。

質問4 6－(2)－カ

計画担当技術者に, 機械, 建築, 造園, 電気, 土木以外に防火担当も選定するということがよろしいでしょうか。

回 答 防火担当の計画担当技術者を, 個別に選定する必要があります。

以上